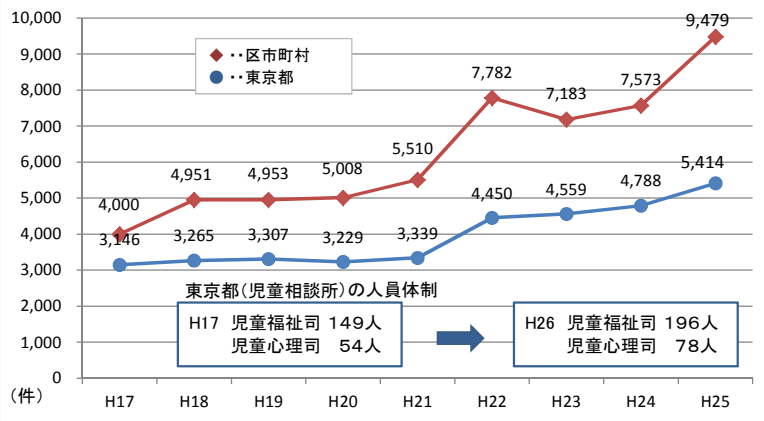


児童虐待防止対策について

平成 26 年 9 月 9 日
 少子社会対策部家庭支援課

児童虐待相談の現状

東京都における虐待相談対応状況



○都内では、区市町村・東京都とも、虐待対応件数が増加の一途を辿っている。
 ○全国においても、虐待対応件数は増加の一途を辿っている。

課題

○子供家庭支援センター

- 増加する虐待相談への対応（地域の一義的窓口として幅広い相談への対応、家族支援など）
- 虐待の未然防止を視野に入れた子育て支援策の充実及び活用の徹底、支援体制の整備（区市町村によって違いあり）
- 人材育成
- 虐待防止・早期対応に向けた地域住民・関係機関の理解促進

子供家庭支援センターと児童相談所のさらなる連携強化

○児童相談所

- 増加する虐待相談への対応（専門的知識及びスキルを必要とする困難なケースへの対応や法的措置など）
- 虐待によりダメージを受けた子供達へのケア（発育・発達の遅れや情緒不安定等の影響）、家族再統合
- 人材育成
- 虐待防止・早期対応に向けた地域住民・関係機関の理解促進

都における相談対応体制

区市町村(子供家庭支援センター)

- ・子供と家庭に関する一義的な相談窓口
 - ・子供と家庭を支援する地域のネットワーク構築
- 子供や家庭に関するあらゆる相談に対応（寄り添い型）
- ・虐待対策ワーカー、虐待対策コーディネーター、心理専門支援員等を配置
 - ※人員の体制は区市町村によって異なる
- 地域ネットワークの構築やケース会議等の調整・開催
- 子育てサービス（一時預かりなど）の提供・調整
- ◆先駆型子供家庭支援センターの設置（虐待対応力強化のための機能を付加）



東京都(児童相談所)

- ・要保護性の高い困難事例等に対応
 - ・専門的な知識・技術を要する事例や区市町村の支援等に対応
- 子供や家庭に関するあらゆる相談に対応（介入型）
- ・児童福祉司のほか、児童心理司、医師、弁護士など専門職を配置
 - 子供の一時保護や親権停止等の法的措置
 - 施設入所等の調整、入所後のケア、家庭復帰に向けた援助を実施

区市町村(子供家庭支援センター)体制強化に向けた取組

年度	項目	備考
平成 7年度	子供家庭支援センター事業創設	子供と家庭に関するあらゆる相談に応じ、関係機関と連携しながら、子供と家庭を支援するネットワークの構築を図るために都独自事業として設置
平成13年度	地域子育て支援研修開始	相談支援体制を体系的に強化するため、子供家庭支援センター等職員の相談支援技術・知識を付与し、専門性の向上を促進
平成15年度	先駆型子供家庭支援センター制度創設	先駆型：虐待対応の専門性強化のため、要支援家庭サポート事業（見守りサポート事業・養育支援訪問事業）を実施
平成21年度	虐待対策ワーカーの増配置 心理専門支援員の配置	先駆型センターの専門性を強化するため、ワーカーの増配置及び心理の専門的な取組を強化
平成23年度	虐待対策コーディネーターの配置	組織的対応力の強化と関係機関連携の促進のため、一定程度の虐待対策ワーカー経験のある専任職員を配置
	虐待対策ワーカーのさらなる増配置	児童人口の規模に応じて、ワーカーを増配置
平成25年度	子供家庭支援センター担当者連絡会の開催	子供家庭支援センターの取組や課題を共有し、機能や連携を強化することを目的に開催

★都と区市町村の連携強化

- 連携強化のための「東京ルール」の見直し(26年度運用開始)
- 共有ガイドラインの策定(26年度中)
- 児童相談所・区市町村職員の合同演習型研修の実施(25年度から)
- 児童福祉司による区市町村への支援(受理会議等での助言等)
- 区市町村から児相への職員派遣

論点

- 地域における虐待の未然防止・早期対応のため、どのような取組が効果的か
- 関係機関のさらなる連携強化を図るためにどのような取組が必要か
- 地域住民の虐待防止の意識向上のため、どのような取組が有効か

※従来からの虐待防止の普及啓発に加え、都では、平成25年度から、新たな取組を展開

「OSEKKA I くん」



(コンセプト)

- ◎ 従来の、余計なお世話と言われていたおせっかいではなく、OSEKKA Iとは、子育てしている親子を、優しく・温かく見守る、行動のことをいう
 - ◎ 具体的には、
 - ・子育てしている保護者を、優しく見守り、いろいろな問題をかかえていると理解する
 - ・子育てに不安を感じている保護者には、優しく声をかけてあげる
 - ・相談を受ける、相談場所を教える など
- ⇒ 地域でOSEKKA Iの意識が広がれば、虐待の未然防止・早期対応につながる